

DV(ドメスティック・バイオレンス) の防止及び 被害者の保護について

DV(ドメスティック・バイオレンス)
について知っていますか？

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、夫婦間、恋人間だけの個人的な問題ではなく、社会的な問題としてとらえる必要があります。

このリーフレットは、日常の業務を行う中で、DV被害者を発見しやすい立場にある高齢者福祉や障がい者福祉に関する業務に携わる方々に、高齢者虐待や障がい者虐待の問題と併せて、DVについての理解を深めていただくために作成しています。

愛媛県